５．安全装置等導入促進助成事業

（全ト協協調助成）

助成内容

　　安全装置等（後方視野確認支援装置・側方視野確認支援・呼気吹込み

式アルコールインターロック装置・ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点

呼に使用する携帯型アルコール検知器）を導入する場合、対象装置ごと

に１台あたり２万円を助成しています。

　但し、側方視野確認支援装置の装着については、車両総重量7.5トン

以上の中型自動車及び大型自動車の左側に側方カメラを装着した場合

に限り、助成対象とします。(１会員あたり車両１０台を限度)

１．事業期間

　　　令和４年４月１日から令和５年２月２０日までの安全装置等の導

入に対する助成事業。

２．対象機器（別紙１）

３．取扱事業者（別紙２）

４．手続きの流れ

①申請書類の提出

　　　　・申請書（様式１）（車両１台ごとに申請してください）

　　　　・見積書（写）

　　　②申請の承認

　　　　・申請後、当協会から承認書（様式２）を送付致します

　　　③導入期限（令和５年２月２０日まで）

④請求書類の提出（毎月２０日締め、令和５年２月末まで）

・請求書（様式３）

・領収書(写)又はリース契約書(写)

・装置装着証明書（様式４）

・写真（側方視野確認支援装置の場合は、ナンバープレートと左側

方にカメラを装着したことが判別できる必要があります）

・車検証(写) （側方視野確認支援装置の場合のみ）